

開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて

開成町税条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 23 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税種別割の税率区分の見直し、固定資産税の長寿命化に資する特例措置の新設等に関し、所要の改正をしたいので、開成町税条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町税条例の一部を改正する条例

開成町税条例（昭和50年開成町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(種別割の税率)</p> <p>第28条 種別割の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ輪距（二以上輪距を有するもの）にあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）</u>で総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～11 (略)</p> <p>(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>12 (略)</p> <p><u>(大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額)</u></p> <p>13 <u>法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マン</u></p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第28条 種別割の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ輪距（二以上輪距を有するもの）にあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの <u>及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの</u> _____ _____ _____ <u>を除く。）</u></p> <p>で総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～11 (略)</p> <p>(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>12 (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>ションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p><u>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u></p> <p><u>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p><u>(4) 当該工事が完了した年月日</u></p> <p><u>(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u></p> <p>（耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p><u>14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1)～(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となつた当</u></p>	<p>（耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p><u>13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1)～(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となつた当</u></p>

改正後	改正前
<p>該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した経費</p> <p>(6) (略)</p> <p>(固定資産税の課税標準の特例)</p>	<p>該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した経費</p> <p>(6) (略)</p> <p>(固定資産税の課税標準の特例)</p>
<p>15 法附則第15条第2項第1号ほか、次の各号で規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>法附則第15条第25項第1号イ</u>に規定する条例で定める割合にあつては、3分の2</p> <p>(4) <u>法附則第15条第25項第1号ロ</u>に規定する条例で定める割合にあつては、3分の2</p> <p>(5) <u>法附則第15条第25項第1号ハ</u>に規定する条例で定める割合にあつては、3分の2</p> <p>(6) <u>法附則第15条第25項第1号ニ</u>に規定する条例で定める割合にあつては、3分の2</p> <p>(7) <u>法附則第15条第25項第2号イ</u>に規定する条例で定める割合にあつては、4分の3</p> <p>(8) <u>法附則第15条第25項第2号ロ</u>に規定する条例で定める割合にあつては、4分の3</p> <p>(9) <u>法附則第15条第25項第2号ハ</u>に規定する条例で定める割合にあつては、4分の3</p> <p>(10) <u>法附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する条例で定める割合にあつては、2分の1</p> <p>(11) <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する条例で定める割合にあつては、2分の1</p> <p>(12) <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する条例で定める割合にあつては、2分の1</p>	<p>14 法附則第15条第2項第1号ほか、次の各号で規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>法附則第15条第26項第1号イ</u>に規定する条例で定める割合にあつては、3分の2</p> <p>(4) <u>法附則第15条第26項第1号ロ</u>に規定する条例で定める割合にあつては、3分の2</p> <p>(5) <u>法附則第15条第26項第1号ハ</u>に規定する条例で定める割合にあつては、3分の2</p> <p>(6) <u>法附則第15条第26項第1号ニ</u>に規定する条例で定める割合にあつては、3分の2</p> <p>(7) <u>法附則第15条第26項第2号イ</u>に規定する条例で定める割合にあつては、4分の3</p> <p>(8) <u>法附則第15条第26項第2号ロ</u>に規定する条例で定める割合にあつては、4分の3</p> <p>(9) <u>法附則第15条第26項第2号ハ</u>に規定する条例で定める割合にあつては、4分の3</p> <p>(10) <u>法附則第15条第26項第3号イ</u>に規定する条例で定める割合にあつては、2分の1</p> <p>(11) <u>法附則第15条第26項第3号ロ</u>に規定する条例で定める割合にあつては、2分の1</p> <p>(12) <u>法附則第15条第26項第3号ハ</u>に規定する条例で定める割合にあつては、2分の1</p>

改正後	改正前
(13) <u>法附則第15条第32項</u> に規定する 条例で定める割合にあっては、2分 の1	(13) <u>法附則第15条第33項</u> に規定する 条例で定める割合にあっては、2分 の1
(14) (略)	(14) (略)
_____	(15) <u>法附則第64条</u> に規定する条例で定 める割合にあっては、零
(15) <u>法附則第15条の9の3第1項</u> に 規定する条例で定める割合にあって は、 <u>3分の1</u>	(新設)
(環境性能割の賦課徴収の特例)	(環境性能割の賦課徴収の特例)
<u>16</u> (略)	<u>15</u> (略)
(環境性能割の課税免除)	(環境性能割の課税免除)
<u>17</u> (略)	<u>16</u> (略)
(環境性能割の減免の特例)	(環境性能割の減免の特例)
<u>18</u> (略)	<u>17</u> (略)
(環境性能割の申告納付等の特例)	(環境性能割の申告納付等の特例)
<u>19</u> (略)	<u>18</u> (略)
(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取 扱費の交付)	(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取 扱費の交付)
<u>20</u> (略)	<u>19</u> (略)
(環境性能割の税率の特例)	(環境性能割の税率の特例)
<u>21</u> (略)	<u>20</u> (略)
<u>22</u> (略)	<u>21</u> (略)
_____	<u>22</u> <u>自家用の3輪以上の軽自動車であって</u>
_____	<u>乗用のものに対する第27条の4第3号及</u>
_____	<u>び前項の規定の適用については、当該軽</u>
_____	<u>自動車の取得が令和元年10月1日から令</u>
_____	<u>和3年12月31日までの間に行われたとき</u>
_____	<u>に限り、これらの規定中「100分の2」と</u>
_____	<u>あるのは、「100分の1」とする。</u>
(種別割の税率の特例)	(種別割の税率の特例)
<u>23</u> (略)	<u>23</u> (略)
<u>24</u> <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号</u> に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第 28条の規定の適用については、当該軽自 動車が <u>令和4年4月1日から令和8年3</u> <u>月31日までの間に初回車両番号指定を受</u> <u>けた場合には、当該初回車両番号指定を受</u> <u>けた日の属する年度の翌年度分の種別</u>	<u>24</u> <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号</u> に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第 28条の規定の適用については、当該軽自 動車が <u>令和2年4月1日から令和3年3</u> <u>月31日までの間に初回車両番号指定を受</u> <u>けた場合には令和3年度分</u> _____の種別

改正後			改正前								
割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。								
第28条第2号ア	3,900円	1,000円	第28条第2号ア	3,900円	1,000円						
	6,900円	1,800円		6,900円	1,800円						
	10,800円	2,700円		10,800円	2,700円						
	3,800円	1,000円		3,800円	1,000円						
	5,000円	1,300円		5,000円	1,300円						
(表を削る)			25 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第28条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。								
			第28条第2号ア	3,900円	2,000円	第28条第2号ア	3,900円	2,000円			
				6,900円	3,500円		6,900円	3,500円			
				10,800円	5,400円		10,800円	5,400円			
				3,800円	1,900円		3,800円	1,900円			
				5,000円	2,500円		5,000円	2,500円			
			(表を削る)			26 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第28条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。					
						第28条第2	3,900円	3,000円	第28条第2	3,900円	3,000円

改正後	改正前
<p>_____、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、第28条第2号ア中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>26 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第28条の規定の適用については_____</p> <p>_____、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、第28条第2号ア中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）</p>	<p>_____、当該ガソリン軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の_____の軽自動車税の種別割に限り、第28条第2号ア中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>30 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第28条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の_____の軽自動車税の種別割に限り、第28条第2号ア中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）</p>
27 （略）	31 （略）

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第28条第1号エの改正規定及び附則第4項の規定は、令和5年7月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の開成町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 4 新条例第28条第1号エの規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 5 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の開成町税条例附則第22項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第23項から第26項までの規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。